

事務連絡  
令和6年1月5日

各都道府県、指定都市、中核市  
放課後児童健全育成事業  
児童厚生施設（児童館）  
地域子育て支援拠点事業 所管部局 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

被災した子ども及び子育て家庭等への対応について（周知）

標記について、貴管内の市町村において、令和6年能登半島地震により被災された子ども・子育て家庭等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 記

### 1. 状況の把握

従前よりご依頼の通り、被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点の被害状況、職員状況、開所状況、開所できていない場合にはその要因（建物被害、停電、断水等）等について、把握に努めていただくようお願いいたします。把握後は、児童福祉施設等災害時情報共有システムへの登録をお願い致します。

なお、当課より各施設・事業の関係団体に対して、各団体が把握した情報を各都道府県に共有するよう依頼しますので、連携して対応いただくようお願い致します。

依頼先：一般財団法人児童健全育成推進財団（児童館、放課後児童クラブ）  
全国学童保育連絡協議会（放課後児童クラブ）  
日本子ども・子育て支援センター連絡協議会（地域子育て支援拠点）  
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会（地域子育て支援拠点）

## 2. 放課後児童クラブにおける対応

子ども・子育て支援交付金の扱いについては、別紙 Q&A を参照の上、ご対応ください。

特に、普段利用していない児童であっても、その保護者が被災地での支援に当たる場合や自宅の片付け等を行う場合において必要があるときには受け入れていただけるよう、周知をお願いいたします。

また、被災により開所できない放課後児童クラブがある場合には、その利用児童について他の放課後児童クラブ等で臨時的に受け入れるなど、代替の育成支援が行えるよう運営事業者や関係団体とも連携して支援していただくようお願いいたします。

## 3. 児童館や地域子育て支援拠点における対応

児童館や地域子育て支援拠点が有する、こどもや子育て家庭の遊びや集いの場という機能を活かして、

- ・被災したこどもや子育て家庭等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供
- ・被災した子育て家庭等に対する相談

などの支援を行っていただくよう、ご検討ください。

なお、実施の際には、こどもや職員の安全確保に十分に配慮するようにしてください。

以上